

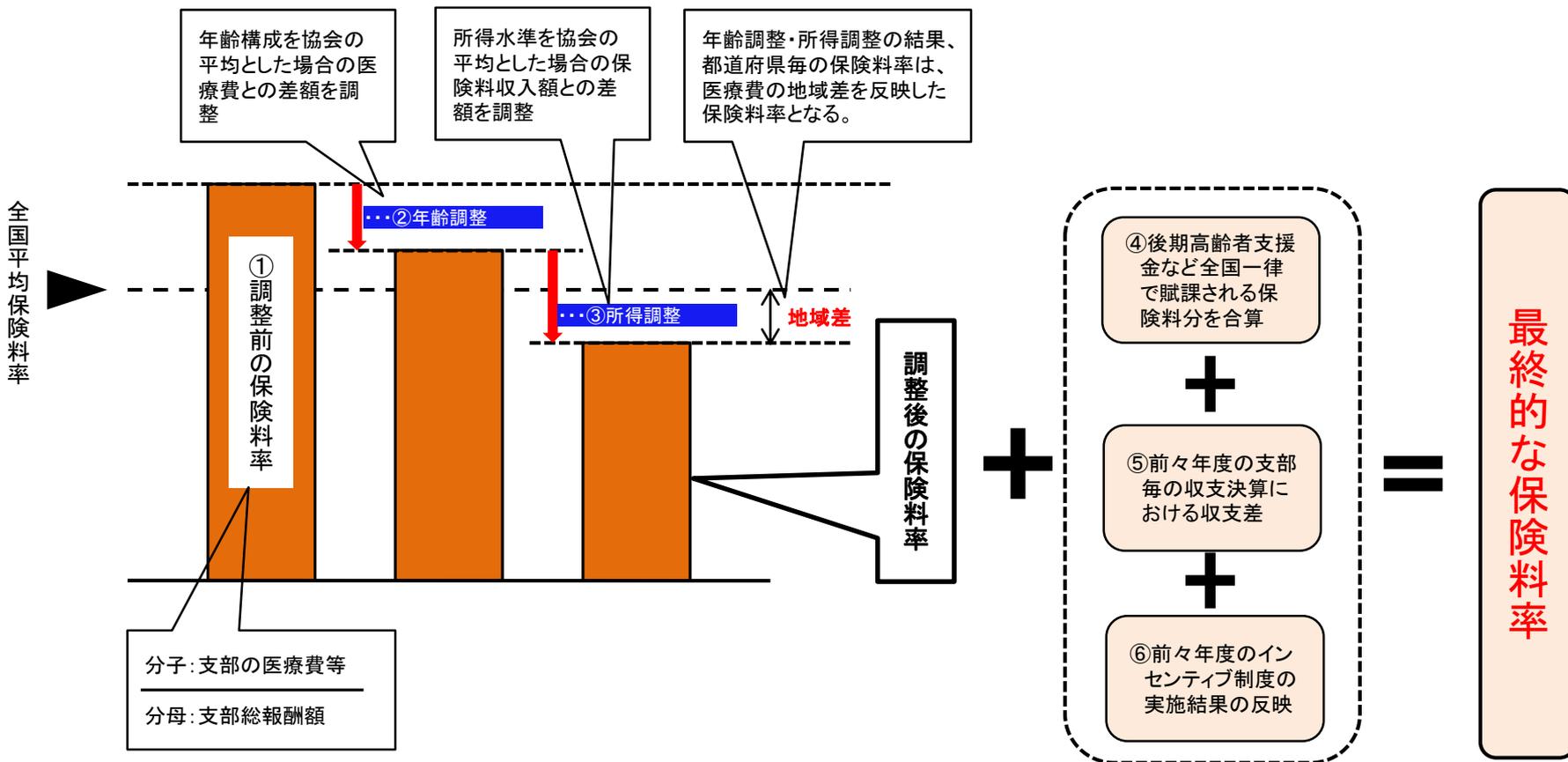
令和2年度岩手支部保険料率 計算方法の詳細



1.都道府県単位保険料率決定のプロセス・イメージ

- 地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、医療費をそのままその都道府県単位保険料率に反映させると、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率も高くなる。また、所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。
- このため、都道府県単位保険料率の設定に当たっては、その地域の年齢構成や所得水準の違いをそのまま料率に反映させるのではなく、年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整した上で、各都道府県単位保険料率を設定することとなっている。

保険料率決定の大まかなイメージ（年齢構成における高齢者の割合が高く、所得水準が低い岩手支部の場合）



2.令和2年度岩手支部の保険料率

医療給付費についての調整前保険料率

5.880%

調整計
▲0.84%

年齢調整 ▲0.25%
所得調整 ▲0.59%

医療給付費についての調整後保険料率

5.040%^ア

共通保険料率（全国一律の部分）

4.730%^イ

現金給付費 業務経費 一般管理費
前期高齢者納付金 後期高齢者支援金 等

前々年度精算分
0.003%^ウ

H30年度の支部毎の
収支決算における収支差

インセンティブ分
▲0.007%^エ

H30年度のインセンティブ
制度実施結果

※岩手支部における平成30年度のインセンティブ制度実施結果は、0.007%料率を引き下げる方向に動く。

令和2年度における岩手支部保険料率

9.77% (小数点以下第3位
四捨五入)

(※令和元年度9.80%、前年度比▲0.03%)

《参考》

●実際の保険料額

(岩手支部における平均の標準報酬月額24万円の場合※R元.7時点)

・令和元年度料率9.80%⇒23,520円(折半額11,760円)

・令和2年度料率9.77%⇒23,448円(折半額11,724円)

➢R元年度と比較し、1ヶ月で72円(折半額36円)の減額。

3.医療給付費についての調整前保険料率

(百万円)

	R1年度	R2年度	差
岩手支部医療給付費 (料率セット時見込み)	53,898	55,743	+1,845 【前年比+3.42%】

支部医療給付費

55,743,321,405円

5.880%

支部総報酬額

948,368,314,344円

【前年比+0.12%】

(百万円)

	R1年度	R2年度	差
岩手支部総報酬額 (料率セット時見込み)	936,041	948,368	+12,327 【前年比+1.32%】

4. 年齢調整

※年齢調整とは、年齢構成が全国と同じとした場合の支部の医療費との差額を調整するもの

●全国平均の加入者1人当たり医療給付費×岩手支部加入者数
 = 126,648円 × 438,701人 ≒ 55,560,604,250円 . . . ㉞

●全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費に、
 岩手支部年齢階級別の加入者数を乗じた額を合計した額

年齢構成	全国平均の医療給付費 (令和2年度見込み)	岩手支部加入者数 (令和2年度見込み)	医療給付費×加入者数
0～4歳	185,454円	19,166人	3,554,411,364円
5～9	88,959円	22,393人	1,992,058,887円
10～14	70,371円	24,265人	1,707,552,315円
15～19	56,522円	27,303人	1,543,220,166円
20～24	53,154円	25,765人	1,369,512,810円
25～29	65,820円	25,426人	1,673,539,320円
30～34	75,203円	30,029人	2,258,270,887円
35～39	81,913円	35,001人	2,867,036,913円
40～44	91,362円	40,270人	3,679,147,740円
45～49	110,447円	38,738人	4,278,495,886円
50～54	141,914円	36,274人	5,147,788,436円
55～59	179,753円	38,690人	6,954,643,570円
60～64	226,073円	37,881人	8,563,871,313円
65～69	289,631円	25,971人	7,522,006,701円
70～74	416,594円	11,528人	4,802,495,632円
合計		438,701人	57,914,051,940円 . . . ㉟

●年齢調整額 = ㉞ - ㉟ = -2,353,447,690円

●年齢調整率 = $\frac{\text{年齢調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{-2,353,447,690\text{円}}{948,368,314,344\text{円}} \div \blacktriangle 0.25\%$
 【前年比▲0.03%】

⇒岩手支部は高年齢者の構成比が全国平均より高いため、年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

5.所得調整

※所得調整とは、所得水準を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整するもの

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} & \text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\text{岩手支部の総報酬額}}{\text{全国の総報酬額}} \\ & = 5,236,259,954,970\text{円} \times \frac{948,368,314,344\text{円}}{99,374,307,260,000\text{円}} = 49,971,699,566\text{円} \quad \dots \textcircled{ウ} \end{aligned}$$

- 全国の加入者1人当たりの医療給付費に岩手支部の加入者数を乗じた額

$$= 126,648\text{円} \times 438,701\text{人} = 55,560,604,250\text{円} \quad \dots \textcircled{エ} \quad (\text{前ページの}\textcircled{ア}\text{と同じ})$$

- 所得調整額 = $\textcircled{ウ} - \textcircled{エ} = -5,588,904,682\text{円}$

- 所得調整率 = $\frac{\text{所得調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{-5,588,904,682\text{円}}{948,368,314,344\text{円}} \doteq \blacktriangle 0.59\%$
【前年比 $\blacktriangle 0.01\%$ 】

⇒岩手支部は所得水準が全国平均より低いため、所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

6. 共通保険料率(全国一律の部分)

共通料率(A + B - C)	4.73 %	【前年比▲0.09%】
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.89 %	【 " ▲0.1%】
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.87 %	【 " ▲0.02%】
C. 収入等の率	0.03 %	【 " ▲0.03%】
第1号平均保険料率	5.27 %	【 " +0.09%】
計	10.00 %	

- ・ 第2号都道府県単位保険料率(共通料率のA)及び収入等の率(共通料率のC)には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC)には、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 3.89\%$$

※第2号経費…現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等

【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.87\%$$

※第3号経費…業務経費、一般管理費、準備金積立等

【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.03\%$$

※収入等見込額…日雇い保険料収入、雑収入等

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和2年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費			
・医療給付費(国庫補助を除く)		5,236,260	【前年比+235,379】
法第160条第3項第2号経費			
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)		445,544	【 " ▲ 711】
・拠出金等(国庫補助を除く)		3,420,428	【 " + 9,973】
・前期高齢者納付金		1,316,486	【 " + 3,261】
・後期高齢者支援金		2,103,860	【 " + 6,825】
・退職者給付拠出金		68	【 " ▲ 115】
・病床転換支援金		13	【 " ±0】
法第160条第3項第3号経費			
・協会業務経費(国庫補助を除く)		164,588	【 " + 11,564】
・一般管理費(国庫負担を除く)		49,478	【 " ▲ 3,741】
・貸付金		166	【 " + 5】
・雑支出		69,720	【 " ▲ 32,139】
・準備金積立て		544,454	【 " + 25,425】
*事務経費・雑支出(国)		37,027	【 " + 4,894】
合 計		9,967,665	【 " + 250,649】

【収入】

保険料収入			
・保険料収入(一般分)		9,937,431	【 " + 281,892】
その他収入			
・貸付金返済収入		166	【 " + 5】
・雑収入		25,356	【 " ▲ 33,799】
*日雇特例被保険者保険料収入		1,463	【 " ▲ 155】
*雑収入等(国)		3,249	【 " + 2,706】
合 計		9,967,665	【 " + 250,649】

- ・*については、国の予算において計上されるもの。
- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

7.前々年度精算分

※令和2年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成30年度の都道府県支部毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{精算部分の保険料率換算} &= \frac{\text{平成30年度岩手支部収支差}}{\text{岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{33,211,775\text{円}}{948,368,314,344\text{円}} \\ &= +0.003\cdots\% \end{aligned}$$

※平成30年度の岩手支部の収支差は、マイナス約3,321万円(当初の見込みよりマイナス。つまり収支が見込みより悪かった。)となっており、その分について、令和2年度において保険料率を**引き上げる**事となる。

8.インセンティブ分

※令和2年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成30年度のインセンティブ制度の実施結果を反映させることとなる。

$$\begin{aligned} \text{インセンティブ部分の保険料率換算} &= \frac{\text{平成30年度インセンティブ制度による加減算額}}{\text{岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{\blacktriangle 66,622,964\text{円}}{948,368,314,344\text{円}} \\ &= \blacktriangle 0.007\cdots\% \end{aligned}$$

※平成30年度のインセンティブ制度の実施による加減算額は、マイナス約6,700万円となっており、その分、令和2年度において保険料率を**引き下げる**事となる。